

はじめに

近年、我が国の社会状況は、人口減少・少子高齢化の進展による生産年齢人口の減少や東アジアの経済発展などにより大きく変化しています。また、本市においては、いわゆる平成の大合併において6町と合併し、新佐世保市としての新たなスタートを切りました。

このような中で、これからは九州北西部の拠点都市として、東アジアを見据えた国際的な連携といった広域的なまちづくり視点から各支所・行政センター単位といった身近な地域のまちづくりの視点まで、幅広い視点を持ったまちづくりが求められます。

都市計画マスタープランでは、第6次佐世保市総合計画の将来像の実現に向けて、中心市街地と各地域に必要な応じた都市機能を充実させ、互いに連携・調和することで補完し合う「機能連携・調和型のまちづくり」を目指した本市の土地利用や都市施設の整備に関する方針を示しています。

今後は当プランの基本的な方針を基に、明るく豊かな、住みやすい、そして安全・安心な都市づくりを進めていくとともに、市民協働によりそれぞれの地域の個性を活かした地域づくりに取り組んでまいります。

最後になりましたが、この都市計画マスタープランの策定にあたり、多くの市民の皆さまや関係者の方々から、貴重なご意見やご提言など、ご協力を賜りましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

平成23年3月

佐世保市長 朝長 則男



目次

佐世保市都市計画マスタープランにおける用語の定義	4
--------------------------	---

第1章 佐世保市都市計画マスタープランの策定にあたって

1. 都市計画マスタープランとは	6
1-1. 目的	6
1-2. 役割	6
1-3. 位置付け	6
2. 策定における基本的な考え方	7
2-1. 策定の背景	7
2-2. 都市計画マスタープラン策定における基本的な考え方	10
2-3. 都市計画マスタープランの構成	13

第2章 全体構想

1. 都市・地域づくりの基本的課題	14
1-1. 佐世保市の特性と動向	14
1-2. 市民の意向	23
1-3. 都市・地域づくりの基本的課題	26
2. 都市・地域づくりの将来のすがた	29
2-1. 都市・地域づくりの将来像と基本方針	29
2-2. 都市・地域づくりの基本的課題と基本方針の関係	30
2-3. 都市・地域づくりの将来のすがた	34
3. 都市・地域づくりの方針	41

第3章 地域連携・調和の構想

1. 地域連携・調和エリアの設定	69
2. エリア別の連携・調和の方針	70
2-1. 佐世保中央エリアにおける連携・調和の方針	70
2-2. 相浦エリアにおける連携・調和の方針	72
2-3. 中北部エリアにおける連携・調和の方針	74
2-4. 日宇エリアにおける連携・調和の方針	76
2-5. 東部エリアにおける連携・調和の方針	78
2-6. 北部エリアにおける連携・調和の方針	80

第4章 地域別まちづくり構想	83
1. 地域別まちづくり構想の位置付け	83
2. 地域別まちづくり構想	84
2-1. 佐世保中央地域のまちづくり構想	86
2-2. 宇久地域のまちづくり構想	92
2-3. 相浦地域のまちづくり構想	98
2-4. 黒島地域のまちづくり構想	104
2-5. 大野地域のまちづくり構想	110
2-6. 中里皆瀬地域のまちづくり構想	116
2-7. 柚木地域のまちづくり構想	122
2-8. 日宇地域のまちづくり構想	128
2-9. 早岐地域のまちづくり構想	134
2-10. 江上地域のまちづくり構想	140
2-11. 針尾地域のまちづくり構想	146
2-12. 三川内地域のまちづくり構想	152
2-13. 宮地域のまちづくり構想	158
2-14. 吉井地域のまちづくり構想	164
2-15. 世知原地域のまちづくり構想	170
2-16. 小佐々地域のまちづくり構想	176
2-17. 江迎地域のまちづくり構想	182
2-18. 鹿町地域のまちづくり構想	188

第5章 都市計画マスタープランの実現に向けて	195
1. 実現に向けた基本的な考え方	195
2. 機能連携・調和型のまちづくりの推進	196
2-1. 土地利用の誘導	196
2-2. 都市施設の整備	198
2-3. 土地利用誘導策と公共交通推進施策や商店街施策との連携	198
2-4. 個性ある地域づくりのための景観形成	199
3. 市民協働によるまちづくりの推進	200
3-1. 市民主体のまちづくりの推進	200
3-2. 協働に向けた行政の取組み	201
4. 計画的な進行管理	204
4-1. 都市・地域づくりの点検	204
5. 総合的なまちづくりの推進	206
5-1. 都市計画マスタープランの総合的な推進	206
5-2. 国・県・近隣市町との連携	207

佐世保市都市計画マスタープランにおける用語の定義

本都市計画マスタープランにおいては、以下のとおり用語を定義しています。

【用語】	【定義】
都市	都市全体 = 佐世保市全域
地域	支所・行政センター管轄レベルを基本とした、比較的日常生活に密着した身近な生活圏域
地域連携・調和 エリア	日常生活のつながりや基幹的公共交通による結びつき、景観や自然環境の連続性をもった地域のまとまり
全体構想	佐世保市全体から見たこれからの都市・地域づくりの方針
地域連携・調和 の構想	日常生活サービスの維持・向上、活力やにぎわいの創出、一体的な景観の形成や自然環境の保全に向けた地域間の連携・調和の方針
地域別まちづくり 構想	支所・行政センター単位の身近な生活圏域におけるまちづくりの方針
都市づくり	佐世保市全体における土地利用や都市施設の整備などに関する全市的な取組み
地域づくり	身近な日常生活圏における土地利用や都市施設の整備などに関する取組み
まちづくり	土地利用や都市施設の整備などに関する取組みとそれに関連する地域の取組み

佐世保市都市計画マスタープランにおける用語の定義

本都市計画マスタープランにおいては、以下のとおり用語を定義しています。

【用語】	【定義】
都市空間構成 (都市構造)	拠点となる市街地の配置やそれらを結ぶ交通ネットワーク、市街地と自然環境の共存関係などを示す基本となる骨格、枠組み
都市施設	道路、公園、下水道などといった生活を支える施設
都市機能 (都市サービス)	都市全体もしくは、複数の地域を対象にした、総合行政、商業、業務、医療、福祉、教育、文化、コンベンションなどのサービス(都市サービス)を提供し、活力やにぎわいを創出する施設の総称
日常生活機能 (日常生活サービス)	支所・行政センターなどの身近な行政、日用品の販売、身近な医療、福祉、地域の集会など、日常生活に不可欠なサービス(日常生活サービス)を提供する施設の総称
都市核	都市全体及び、周辺都市を含む広域的な圏域における中核を担う都市機能が集積した市街地
地域核	当該地域のみならず、周辺の地域における日常生活サービスを補完する都市機能が集積した市街地
生活核	支所・行政センター周辺など身近な日常生活の拠点となる市街地または集落地

※この用語の定義は本都市計画マスタープランにおける定義であり、一般的な定義と一部、異なるものもあります。